

## 建築事業等事前審査願の届出について

- ・ 建築事業等事前審査願は、下記のとおり 2 部（正・副）提出して下さい。
- ・ 犬山市建築事業等事前審査会における審査会用資料として、16 部（コピー可）提出して下さい。

名称		明示すべき事項	備考
①	建築事業等事前審査願		様式第 1
②	位置図（※都市計画図利用）	図面名称、方位、縮尺、事業区域（赤色枠）、排水先河川への経路、駐車場の位置及び距離、消防水利の位置及び距離	1/2, 500
③	土地公図の写し	図面名称、方位、縮尺、事業区域（赤色枠）、写した場所（名古屋法務局春日井支局又は犬山市役所税務課等）、写した年月日 （申請地が接する道路又は水路が別図の場合は別図も提出）	
④	土地地籍・所有者一覧表	所在、地目、登記簿面積、所有者住所・氏名	
⑤	土地利用計画図	図面名称、方位、縮尺、事業区域（赤色枠）、事業区域内の公共施設の位置・形状及び面積、開発区域外の道路の位置・形状及び幅員、排水施設の位置・形状及び水の流れの方向、消防水利・調整池・擁壁・法面の位置・形状、予定建築物の用途・面積、地盤高、占用許可・承認許可がある場合の範囲、土地の帰属・寄附について	1/1, 000 以上
⑥	立面図	図面名称、2 面以上、方位、縮尺、最高高さ（附属建物含む）	1/200 以上
⑦	各階平面図	図面名称、方位、縮尺、主要寸法、各室の用途（附属建物含む）	1/200 以上
⑧	実測図	図面名称、方位、縮尺、資格者の氏名	
⑨	事業計画書	指導要綱に対する事業計画をできる限り具体的に記入すること	その 1 その 2
⑩	事業スケジュール	各法定手続き及び工事着手から事業の開始までの予定スケジュール	
⑪	犬山市旅館等建築指導要綱第 6 条に定める添付図書一式	同要綱第 4 条及び同要綱に基づく勧告基準への適合が分かる内容	同要綱に定める旅館等の建築等の場合

様式第1 (第6条関係)

建築事業等事前審査願 年 月 日 犬山市長 (名称及び代表者名) 氏名 住所 電話 (      )      -		
次の事業について、事前審査をお願いします。なお、この願書及び下記添付書類を犬山市情報公開条例(平成10年条例第33号)第8条に基づき、公開情報とすることを承諾します。		
事業場所地名・地番	犬山市	
事業内容		
事業区域の地目及び面積	地目:	面積:            m <sup>2</sup>
	階数:	最高の高さ:      m
建築物の概要	戸数:	延べ床面積:      m <sup>2</sup>
	設計者の住所及び氏名  電話 (      )      -	
当該土地周辺の状況		
	用途地域	
添付書類	位置図、土地公図の写し、土地地積・所有者一覧表、土地利用計画図、立面図、各階平面図、実測図、事業計画書	
備考	*受付欄	

\*印欄には、記入しないこと。

## 事業計画書

項目	指導要綱	事業計画
適用範囲 (第8条) (都市計画課)	一定規模以上の開発事業、建築事業、住宅計画事業、その他の事業のいずれかに該当する事業について適用する。	
事業計画の周知 (第13条) (都市計画課)	建築等事前審査願を提出後、速やかに区域内の見やすい場所に標識を設置するものとする。	
近隣関係者への説明 (第14条) (都市計画課)	協議が終了するまでに、説明年月日及び説明事項等を説明状況報告書により市長に報告するものとする。	
テレビ電波受信障害対策 (第15条) (都市計画課)	テレビ電波受信障害が生じるおそれのある場合は、事前に調査等を行い、その結果受信障害が生じるときは、障害を解消するため必要な措置を講じるものとする。	
景観への配慮 (第16条) (都市計画課)	犬山市景観計画に適合させるよう努めなければならない。	
道路 (第17条) (土木管理課)	構造等については、愛知県開発許可技術基準及び、犬山市道路構造の技術的基準を定める条例によるほか、市に帰属することとなる道路にあつては、別に定める基準によるものとする。 国、県及び市が管理しない道路については、当該所有者等が適切に自主管理するものとする。	
道路等の安全施設 (第18条) (土木管理課) (防災交通課)	事業に伴い設置する交通安全施設は、犬山市道路構造の技術的基準を定める条例に定めるところによるものとする。	
公園、緑地又は広場 (第29条) (土木管理課)	共同住宅建築事業又は住宅計画事業であつて事業区域の面積が3,000平方メートル以上のものについては、区域内に区域面積の3パーセント以上の公園等を設置するものとする。	
消防施設等 (第20条) (予防課)	消防水利、消防活動用空地及びその他の消防施設等については、犬山市開発・建築行為等に関する消防施設等設置指導基準に定めるところにより設置するものとする。	

## 事業計画書

項目	指導要綱	事業計画
ごみ集積場 (第21条) (環境課)	可燃ごみ集積場の利用及び新設について、市長及び事業計画地内の町会長と協議し、建築事業等に伴うごみ集積場報告書を市長に提出するものとし、新規設置する場合は基準のとおりとする。	
上水道 (第22条) (水道課)	事業区域に給水するため水道施設を必要とするときは、水道事業者と協議するものとする。	
排水施設 (第23条) (土木管理課) (下水道課)	区域内の雨水及び汚水が適切に排出することができるよう、排水可能な地点まで排水路等を整備するものとする。公共下水道及び農業集落排水処理施設等への接続は分流式とし、市長と協議するものとする。	
集会施設 (第24条) (地域協働課)	原則として計画戸数が50戸につき床面積が50平方メートル以上の集会施設を設置するものとし、設置に関して市長と協議するものとする。	
駐車場 (第25条) (防災交通課)	安全かつ円滑な道路交通機能の維持のため、必要な規模の駐車場を確保するように努めるものとする。	
駐輪場 (第26条) (防災交通課)	安全かつ円滑な道路交通機能の維持のため、必要な規模の駐輪場を確保するように努めるものとする。	
町内会への加入 (第27条) (地域協働課)	区域内に新たに居住しようとする者に対し、当該事業区域の属する町内会へ加入するよう積極的に取り組むものとする。	
文化財の保護 (第28条) (歴史まちづくり課)	区域内における史跡、名勝、天然記念物又は埋蔵文化財等の取扱いについて、教育委員会と協議するものとする。	
財産の帰属等 (第31条)	施設の整備をするときは、施設の管理等に関して市長と協議し、市が管理することとなる施設等の帰属、寄附及び引き渡し等に関する手続きを行うものとする。	
その他		

## 事業計画書

項目	指導要綱	事業計画
適用範囲 (第8条) (都市計画課)	一定規模以上の開発事業、建築事業、住宅計画事業、その他の事業のいずれかに該当する事業について適用する。	事業面積 3,600 m <sup>2</sup> の開発事業(戸建分譲)及び建築事業 宅地供給面積 3,200 m <sup>2</sup> の住宅計画事業
事業計画の周知 (第13条) (都市計画課)	建築等事前審査願を提出後、速やかに区域内の見やすい場所に標識を設置するものとする。	〇月〇日に設置予定
近隣関係者への説明 (第14条) (都市計画課)	協議が終了するまでに、説明年月日及び説明事項等を説明状況報告書により市長に報告するものとする。	〇月〇日に△△△を対象に説明会開催予定
テレビ電波受信障害対策 (第15条) (都市計画課)	テレビ電波受信障害が生じるおそれのある場合は、事前に調査等を行い、その結果受信障害が生じるときは、障害を解消するため必要な措置を講じるものとする。	事前調査実施済 障害が生じた場合は、速やかに障害の範囲を調査し、障害を解消する措置を実施
景観への配慮 (第16条) (都市計画課)	犬山市景観計画に適合させるよう努めなければならない。	位置・形態、緑化について犬山市景観計画のルールに適合
道路 (第17条) (土木管理課)	構造等については、愛知県開発許可技術基準及び、犬山市道路構造の技術的基準を定める条例によるほか、市に帰属することとなる道路にあっては、別に定める基準によるものとする。 国、県及び市が管理しない道路については、当該所有者等が適切に自主管理するものとする。	東側道路が舗装されていないため、承認工事にて舗装及び道路側溝整備予定 都市計画道路(〇〇線)の区域内のため都市計画法53条許可申請予定 区域内道路の市への帰属について土木管理課と協議中
道路等の安全施設 (第18条) (土木管理課) (防災交通課)	事業に伴い設置する交通安全施設は、犬山市道路構造の技術的基準を定める条例に定めるところによるものとする。	区域内交差点への反射鏡の設置 区域内外からの出入り口の停止指導線の設置
公園、緑地又は広場 (第29条) (土木管理課)	共同住宅建築事業又は住宅計画事業であって事業区域の面積が3,000平方メートル以上のものについては、区域内に区域面積の3パーセント以上の公園等を設置するものとする。	事業計画の面積が3,600 m <sup>2</sup> の住宅計画事業のため、120 m <sup>2</sup> (3.3%)の公園を設置
消防施設等 (第20条) (予防課)	消防水利、消防活動用空地及びその他の消防施設等については、犬山市開発・建築行為等に関する消防施設等設置指導基準に定めるところにより設置するものとする。	近隣に消防水利がないため、東側道路に消火栓を設置予定

## 事業計画書

項目	指導要綱	事業計画
ごみ集積場 (第21条) (環境課)	可燃ごみ集積場の利用及び新設について、市長及び事業計画地内の町会長と協議し、建築事業等に伴うごみ集積場報告書を市長に提出するものとし、新規設置する場合は基準のとおりとする。	計画戸数19戸のため、5.0㎡(基準4.48㎡)の可燃ごみ集積場を設置
上水道 (第22条) (水道課)	事業区域に給水するため水道施設を必要とするときは、水道事業者と協議するものとする。	南側道路の給水管〇〇mmから東側道路への給水管〇〇mmを新設し、敷地内へは〇〇mmで引込申請予定
排水施設 (第23条) (土木管理課) (下水道課)	区域内の雨水及び汚水が適切に排出することができるよう、排水可能な地点まで排水路等を整備するものとする。公共下水道及び農業集落排水処理施設等への接続は分流式とし、市長と協議するものとする。	東側道路に側溝がないため、承認工事にて南水路まで道路側溝(〇〇型)を設置 下水道接続方法は分流式
集会施設 (第24条) (地域協働課)	原則として計画戸数が50戸につき床面積が50平方メートル以上の集会施設を設置するものとし、設置に関して市長と協議するものとする。	計画戸数が19戸のため、設置予定なし
駐車場 (第25条) (防災交通課)	安全かつ円滑な道路交通機能の維持のため、必要な規模の駐車場を確保するように努めるものとする。	計画戸数19戸に対し、30台の駐車場を確保(敷地内20台、敷地外10台)
駐輪場 (第26条) (防災交通課)	安全かつ円滑な道路交通機能の維持のため、必要な規模の駐輪場を確保するように努めるものとする。	想定利用者76人分の駐輪場を設置
町内会への加入 (第27条) (地域協働課)	区域内に新たに居住しようとする者に対し、当該事業区域の属する町内会へ加入するよう積極的に取り組むものとする。	管理会社を通じて加入を促す予定
文化財の保護 (第28条) (歴史まちづくり課)	区域内における史跡、名勝、天然記念物又は埋蔵文化財等の取扱いについて、教育委員会と協議するものとする。	埋蔵文化財包蔵地にはなっていないが、未知の埋蔵文化財が発見された場合は、所定の手続きを実施予定
財産の帰属等 (第31条)	施設の整備をするときは、施設の管理等に関して市長と協議し、市が管理することとなる施設等の帰属、寄附及び引き渡し等に関する手続きを行うものとする。	帰属手続き及び維持管理について所管課と協議済み
その他		事業区域が農地(農用地)のため農業委員会(産業課)と事前協議済み